

平成30年度税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

平成30年度税制改正スローガン

- 厳しい財政状況を踏まえ、
国・地方とも行財政改革の徹底を！
- 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するため、
適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、
税制措置でさらなる活力を！
- 中小企業は地域経済の要。
本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

目 次

《はじめに》

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方	1
1. 財政健全化に向けて	
2. 社会保障制度に対する基本的考え方	
3. 行政改革の徹底	
4. 消費税引き上げに伴う対応措置	
5. マイナンバー制度について	
6. 今後の税制改革のあり方	
II. 経済活性化と中小企業対策	6
1. 法人実効税率について	
2. 中小企業の活性化に資する税制措置	
3. 事業承継税制の拡充	
III. 地方のあり方	8
IV. 震災復興	10
V. その他	10
1. 納税環境の整備	
2. 租税教育の充実	

《税目別の具体的課題》 11

1. 法人税関係
2. 所得税関係
3. 相続税・贈与税関係
4. 地方税関係
5. その他

《個別法令・通達関係》

I. 法令関係	14
1. 法人税関係	
2. 所得税関係	
3. 相続税・贈与税関係	
4. 消費税関係	
5. 印紙税関係	
6. 地方税関係	
II. 通達関係	18
1. 法人税関係	
2. 相続税関係	

《はじめに》

我が国経済は引き続き緩やかな回復基調にあるが、依然として力強さを欠いている。日銀の長期にわたる「異次元緩和」にもかかわらず、2%の物価目標達成が6回も先送りされるなど、安倍晋三政権の宿願であるデフレ脱却も不透明なままである。

アベノミクス最大の効果といわれた円安・株高の流れにはブレーキがかかり、政権が異例の要請を行った賃金引き上げも、強まる人手不足感や良好な企業業績の割には低調で個人消費への波及は鈍い。消費税率10%への引き上げ再延期と大規模な経済対策による効果も定かではない。このため、政権の経済財政運営に疑問が呈されている。

とりわけ財政規律の緩みに対する懸念はこれまで以上に強まっている。「骨太の方針2017」は2020年度までの基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標を維持したが、「同時に」債務残高対GDP（国内総生産）比の安定的引き下げを目指すとの文言を新たに盛り込んだ。

基礎的財政収支黒字化の目標達成が困難になる中、債務残高対GDP比の引き下げならば名目成長率と長期金利の水準からみて達成が容易なことから、財政健全化目標未達成への批判を回避できるとの狙いがあるとみられている。ここは改めて歳出・歳入一体による厳しい改革工程の策定と実行を求めたい。

アベノミクスの柱である成長戦略の中核を担うべき規制改革では、農業や医療などの岩盤規制へもっと切り込む必要があり、「20%台」が実現した法人実効税率引き下げ効果も顕在化させねばならない。また、地域経済と雇用の担い手である中小企業対策では地方創生戦略との相乗効果なども視野に入れて着実な成果を示していくことが肝要である。

世界経済は、本年誕生したトランプ米政権の保護主義的な動きなどにより主要国の政策協調に軋みが生ずるなど、急速に不確実性を増している。我が国はこうした局面でこそ、易きに流れぬ厳しい改革の断行によって経済財政の基盤をしっかり固め、将来に備えておく必要があるだろう。

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

国と地方を合わせた長期債務残高がGDPのほぼ2倍の1,000兆円を超えた我が国の財政は、先進国の中で群を抜いて悪化したままである。行政サービスという国民の「受益」と、その財源を賄うべき税や社会保険料といった国民の「負担」のアンバランスが依然として解消されず、借金に頼ってきたからである。

「中福祉・低負担」とされる構造から脱却できない社会保障分野は、それを象徴している。先進国で最速のスピードで進展する少子高齢化社会に対応するには、受益を大胆に抑制し、「負担」を必要な水準に引き上げて「中福祉・中負担」を目指す以外に、持続可能な社会保障制度と財政健全化を両立させるための現実的な方法はない。

「社会保障と税の一体改革」はその一步だったが、中身は大きく変質してしまった。「負担」にあたる消費税率10%への引き上げが2019年10月へ再延期される一方で、「受益」の方は重点化・効率化がなかなか進まないどころか、社会保障の充実を先行させているのが現状といえる。

これは明らかに財政規律が緩んでいるからであろう。国家的課題である持続可能な社会保障制度と財政健全化の両立ができなければ、国民の将来不安を増幅し成長を阻害する要因ともなる。政府に求められるのは一刻も早く財政規律を立て直すことである。そして厳しい税財政改革を断行し将来に備えねばならない。

1. 財政健全化に向けて

政府の「経済財政運営と改革の基本方針2017」（骨太の方針2017）は、財政健全化目標を変更した。これまでの「2020年度までに基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）を黒字化し、その後、債務残高対GDP比を安定的に引き下げる」から、2020年度PB黒字化を維持しつつ、「同時に債務残高対GDP比の引き下げを目指す」としたのである。

財政健全化はフローとストック両面から進めねばならないから、PBと債務残高の改善を目標とするのは当然である。しかし、債務残高対GDP比の引き下げにPB黒字化と「同時」という文言が加わったことで、健全化目標は大きく変質したとされる。

内閣府が本年7月に示した新たな「中長期の経済財政に関する試算」によると、PBは2020年度で8.2兆円の赤字が残り黒字化目標は絶望的である。一方の債務残高対GDP比は今年度の189.5%から179.3%へと低下してい

く。高い名目成長率の想定と異次元緩和持続による利払い費低下などを勘案すれば当然の帰結といえよう。すでに2018年度のPB赤字対GDP比1%程度という中間目標の達成は、消費税引き上げ再延期などにより不可能とみられており、今回の目標変更は2020年度目標未達成の批判を和らげる狙いとの指摘が多い。

「債務残高対GDP比」は債務残高が増加しても名目成長率がそれより高ければ一時的に引き下がることから、歳出拡大圧力を誘引する側面もある。また、いずれ金融が引き締めに向かえば、現在と逆のパターンをたどり債務残高対GDP比が上昇に転じることに留意せねばならない。

昨年度の国の税収は当初予算を大幅に下回ったうえ、前年度実績をも割り込んでおり、高成長を背景とした税の自然増収に頼る財政健全化計画は急速に説得力を失いつつある。真の財政健全化を達成するためにはPB黒字化に向け規律ある具体的な道筋を明確に示し、着実に実行することが重要である。

- (1) 消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2) 「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3) 財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に実行するよう求める。
- (4) 消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

- (5) 国債の信託が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害するうえ財政の悪化要因にもなる。政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるため、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

その意味で、診療報酬と介護報酬の同時改定の年となる来年度は、今後の給付抑制を占ううえでの試金石といえる。とりわけ、診療報酬は引き下げ要因をこれまで「薬価」のマイナス改定に依存してきただけに、医師の人件費にあたる「本体」にどう切り込むかが焦点となろう。

社会保障と税の一体改革工程表との関係では、消費税引き上げが再延期される一方で、保育士や看護師の待遇改善などの充実策が先行実施された。これらの施策は少子化対策として必要不可欠ではあるが、安定財源の同時確保が何より重要である。また、「骨太の方針2017」が盛り込んだ「幼児教育・保育の早期無償化」に向け、その財源として検討対象となっている「子ども保険」の創設についても、慎重であるべきと考える。この種の財源としては税の方が妥当との意見や、保険料の負担面で世代間に不公平が生じるなどとの意見が強いからである。

超高齢化社会が到来した今、社会保障は「公助」に多くを頼るのではなく「自助」「共助」の役割をどう組み合わせていくかが重要である。医療費・介護費の抑制につながるとして注目されている健康寿命の問題についても、こうした視点を踏まえた客観的なデータ分析に基づく実効性ある取り組みが求められる。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、薬価の実態を反映させるよう、2年に1度としてきた薬価の改定を毎年実施する。さらに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。

- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。
なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

財政健全化と社会保障の安定財源を確保するため、消費税引き上げが必要なことは指摘した通りである。しかし、増税が国民に痛みを求めるものであることも事実である。消費税引き上げの前提に「行革の徹底」があったのはこのためであり、改めてこうした経緯を想起する必要がある。

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。行革が遅々として進んでいないように見えるのは、この精神を忘れているからであろう。

衆議院では選挙制度改革をめぐり「1票の格差」是正を目的にした定数の見直しは行われたが、抜本的な議員定数削減には至っていない。税金が含まれている政治資金についても、不適切とされる支出が近年目立っている。国民の政治不信を払拭するためにも、政治資金規正法の見直しなどを行い、使途の適正化を図るべきである。

もはや改革の先送りは許されない。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であり、インボイスについても単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるので、導入の必要はない。また、税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点から、以下の対応措置が重要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は運用段階に入ったが、依然として国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は引き続き、制度の意義等の周知に努め、その定着に向けて取り組んでいく必要がある。

また、制度を有効に機能させるには国民の信頼が何より重要であることから、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。国民の利便性を高める観点からは、e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。

今後は社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかが大きな課題となるが、広範な国民的議論が必要である。

6. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要な課題である。

Ⅱ. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は緩やかな回復基調を続けている。しかし、長期にわたる異次元緩和にもかかわらず、デフレ脱却を意味するインフレ目標2%の達成は2019年度までさらに先送りされ、また国民の実質所得と個人消費や設備投資がつながる「好循環」サイクルにも至っていない。

円安や減税などで企業の収益力は高まり業績は好調である。失業率は極めて低い水準で完全雇用状態が続いており、さまざまな業種で人手不足感が強まっている。しかし、賃金の上昇は期待を大きく下回り、多くは内部留保として積み上がっている。

法人実効税率こそ「20%台」が実現したが、その成果は定かではない。肝心な規制改革では農業や医療、労働市場などの岩盤規制の核心には踏み込まないまま、働き方改革や人材投資・教育などのソフト面に重心を移している。新たな戦略として打ち出したAI（人工知能）やあらゆるものがネットにつながる「IoT」も、規制緩和が伴わなければ効果は減じられよう。

明らかに成長戦略は減速している。アベノミクスの先導役を果たした異次元緩和も、副作用が指摘され始めるなど限界が近づいているといわれる。持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められる。

1. 法人実効税率について

法人実効税率は平成28年度税制改正で29.97%（平成30年度29.74%）となり、政府目標の「20%台」が実現した。このため、税率引き下げの条件となった賃金引き上げや対日投資促進などで、さらに明確な成果を引き出す方策が求められる。

ただ、OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の

平均は約 22% となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は我が国経済の礎であり、地域経済の担い手である。グローバル化など時代や環境の変化の中で中小企業が存在感を確保し、経済社会への貢献を続けられるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例 15% を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和 56 年以来、800 万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも 1,600 万円程度に引き上げる。
- (2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したもののや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成 30 年 3 月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計 300 万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとど

まっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80％）を100％に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

Ⅲ. 地方のあり方

地方の活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化が基本政策といえよう。その際に不可欠な理念として掲げねばならないのは、地方の自立と自助の精神である。深化段階に入った地方創生戦略を推進するうえでも同じことがいえる。

政府は「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」に基づき、地域の人材への投資を通じた地域の生産性向上や東京一極集中の是正を図ることなどを目指しているが、それには地方がそれぞれの特色と強みを生かし、新たな技術やビジネス手法を開発することが何より求められよう。その戦略構築には地域の産業実態に通じた民間の知恵・工夫の結集が欠かせない。

ただ、地域活性化策として一部で評価されている「ふるさと納税制度」にみられる特産品の返礼品競争については、あまりに安易な手法であり本格的な地方活性化戦略につながるとは考えにくい。総務省が本年4月、過剰な返礼品に一定の制限を設けたのは当然の措置といえる。また、住民税は本来、居住自治体の会費であることから、この制度自体が地方税の原則にそぐわないとの指摘がある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要であろう。

財政調整基金など地方の基金残高総額が21兆円(27年度決算)に膨らんだことも、「地方は国の仕送り(地方交付税)を貯金している」として問題視されている。総務省では各地方公共団体の基金増加の背景や要因を把握・分析することに行っているが、国のPBが大幅赤字で地方のそれが黒字という財政状況を考えれば、地方交付税総額の相応の削減は避けて通れまい。

そもそも、地方交付税制度は国が地方の不足財源を保障する機能を有していることから地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革が求められてきた。地方は必要な安定財源の確保や行政改革について、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また、昨年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

①役員給与は原則損金算入とすべき

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

②同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の利益連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 交際費課税の適用期限延長

平成26年度税制改正において拡充された交際費課税の特例措置については、適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、その延長を求める。

(3) 公益法人課税

政府は、公益法人課税のあり方について検討を行うこととしているが、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するという公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を行うべきである。

2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方

①基幹税としての財源調達機能の回復

所得税は重要な基幹税の一つであるが、各種控除の拡大などにより空洞化が指摘されている。基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきである。

②各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正で複雑化しているため整理・合理化を図るべきである。

③個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

(2) 少子化対策

少子化対策は、保育所の充実など本来的には国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じることが肝要であり、子育て支援等の税制上の支援措置はその一環として検討すべきである。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。

(2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。

①贈与税の基礎控除を引き上げる。

②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

地価は三大都市圏や地方中核都市だけでなく、全国ベースでも上昇傾向を示している。こうした中で固定資産税については負担感が強いとの指摘がなされている。このため、都市計画税と合わせて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信感も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

②居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

③償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきで

ある。

- ④国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体もある。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

なお、森林整備等の財源として地方税による森林環境税（仮称）の創設が検討されているが、受益と負担が明確でないこと等から慎重に臨むよう求める。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。

(2) 電子申告

国税電子申告（e-Tax）の利用件数は、年々拡大してきているが、政府は法人における電子申告の利用率の大幅な向上を目指している。このため、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）との統一的な運用を検討すべきである。

《個別法令・通達関係》

I. 法 令 関 係

1. 法人税関係

[無形減価償却資産]

- (1) 電算機のソフトウェアは無形減価償却資産として5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し、期間を3年に短縮すること。

[引当金の損金算入]

- (2) 引当金について、次のとおり損金算入を認めること。

①退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

②賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰入について損金算入を認めること。

[電話加入権の損金算入]

- (3) 電話加入権については、自動車電話加入権や携帯電話加入権がすでに非償却資産から減価償却資産に変更されていることもあり、同様の扱いとすること。

[耐震補強等に係る工事を実施した場合の優遇措置]

- (4) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

[法人税の延納]

- (5) 不況時等における資金繰りに考慮し、昭和59年に財源対策等から廃止された法人税の延納制度を復活すること。なお、その際合わせて利子税率を軽減すること。

[申告書の提出期限]

- (6) 会社法上の諸手続きを含めた決算事務を2か月以内に完了することが困難であるため、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3か月以内（現行2か月以内）とすること。

2. 所得税関係

[土地・建物等の損益通算]

- (1) 土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算および繰越控除を認めること。

[不動産所得の負債利子の損益通算]

- (2) 土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、また所得の計算上、本来認められるべきものであることから損益通算を復活すること。

[医療費控除]

- (3) 医療費控除については、最近の医療費の実態に即して、最高限度額を300万円（現行200万円）に引き上げること。

[源泉納付]

- (4) 源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

3. 相続税・贈与税関係

[保険金・死亡退職金の非課税限度額]

- (1) 保険金・死亡退職金の非課税限度額については、昭和63年度の改正で法定相続人一人当たり500万円とされたが、相当期間経過しているので、1,000万円に引き上げること。

[相続財産からの控除]

- (2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

[被相続人の保証債務の弁済]

- (3) 相続後の一定期間内に保証債務の履行があり、その求償権の行使が不能の場合、更正の請求ができるようにすること。

[贈与税の配偶者控除]

- (4) 贈与税における居住用不動産の配偶者控除額 2,000 万円は、昭和 63 年以来据え置かれているので、3,000 万円に引き上げること。

4. 消費税関係

[消費税の確定申告書の提出期限]

- (1) 消費税の確定申告書の提出期限は、前述の法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後 3 か月以内（現行 2 か月以内）とすること。
なお、上記改正が行われるまでの間においても、法人税の申告期限の延長特例を受けている法人については、消費税についても申告期限の延長を認めること。

[消費税の届出書の提出期限]

- (2) 消費税の各種届出書の提出は、消費税の申告・納付上、納税者にとって重要な事項であるが、その提出の失念により納税者が思わぬ不利益を被ることがあり、また、慎重な判断が必要な場合もあることから、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長すること。

5. 印紙税関係

[印紙税]

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くので廃止すること。

6. 地方税関係

[固定資産税]

- (1) 固定資産税の免税点については、平成 3 年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げること。
- (2) 建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施し、資産価値が上昇した場合の固定資産税や都市計画税は減免すること。

[法人事業税]

(3) 法人事業税について次のとおり改正すること。

①資本金1,000万円以上で3都道府県以上に事業所を有する法人の法人事業税については、所得区分別の軽減税率が適用されないこととなっているが、この制度を廃止すること。

②二以上の地方自治体に事務所または事業所を有する法人の法人事業税・住民税の申告納税は、本店所在地において一括して行うことができるようにすること。

[個人住民税]

(4) 納入先市区町村が複数ある場合の個人住民税の特別徴収については、特別徴収義務者の事務の簡素化等に資するため、納入先市区町村別の明細書を添付することにより、当該事業所を所轄する市区町村において、一括納入ができるようにすること。

また、合わせて地方税の申告書・納付書の規格、様式の統一を図ること。

[欠損金繰戻し還付制度・延納制度]

(5) 住民税・事業税についても、法人税と同様に欠損金繰戻し還付制度を創設すること。また、地方税にも延納制度を設けること。

[償却資産]

(6) 固定資産税のうち、償却資産の評価にあたっては、納税者の事務負担軽減の観点から、法人税の減価償却資産と連動させ、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。

Ⅱ. 通 達 関 係

1. 法人税関係

[修繕費]

(1) 資本的支出と修繕費の区分が不明確である場合の形式的区分基準について、修繕費としての認定の範囲を次のとおり改めること。

①修理・改良等に要した金額が100万円（現行60万円）に満たない場合

②修理・改良等に要した金額が取得価額のおおむね20%（現行10%）相当額以下である場合

[借地権]

(2) 相当の地代の認定基準概ね6%程度については、地代の収益状況および金利水準の変化に応じて見直しを行い、当面3%程度に引き下げること。

2. 相続税関係

[取引相場のない株式の評価]

(1) 類似業種比準方式の斟酌率を、中会社および大会社についても50%に引き下げること。

(2) 純資産価額方式による評価にあたっては、従業員退職金の期末要支給額の全額を負債として取り扱うこと。

「平成30年度税制改正に関する提言」の解説

公益財団法人 全国法人会総連合

目 次

はじめに

I. 税・財政改革のあり方.....	1
II. 経済活性化と中小企業対策.....	1 1
III. 地方のあり方.....	1 2
IV. 震災復興.....	1 5
V. その他.....	1 5

はじめに

本年の「税制改正に関する提言」は、安倍晋三政権の経済財政運営に投げかけられたさまざまな疑問や懸念を踏まえた上で、厳しい注文を出す形となっています。

まず、政権の宿願であるデフレ脱却ですが、日銀の長期にわたる「異次元緩和」にもかかわらず、インフレ目標の達成が何度も先送りされたところか、その副作用に対する懸念が強まっています。アベノミクス最大の効果だった円安・株高にもブレーキがかかり、好調な企業業績の割には賃上げと消費への波及も鈍く、本格的な自律回復には至っていません。

その背景として成長戦略、とりわけ規制改革の大幅な減速が指摘されています。このため、提言では農業、医療などの岩盤規制に改めて切り込むよう求めました。また、中小企業に対するアベノミクス効果の浸透が不十分なまま終わってしまうのではないかと懸念から、改めて税制を含めた対応の必要性を強調しました。

財政規律の緩みに対し、強い懸念を表明したのも本提言の特徴です。「骨太の方針2017」は2020年度の基礎的財政収支黒字化という財政健全化目標の達成が困難になる中、新たに達成が容易とされる債務残高対GDP（国内総生産）比引き下げを追加目標として設定しました。これは目標未達成の批判を回避するための布石とみられており、本提言としてはあくまで厳しい歳出・歳入一体改革による財政健全化を求めています。

世界経済は保護主義的なトランプ米政権の登場などにより、急速に不確実性を増しており、我が国は将来に向けた経済財政の基盤固めがますます急務となってきました。そのために本提言は改革の加速を促すと同時に改革姿勢の後退に強い警鐘を鳴らしたわけです。



本解説は、税制委員会の議論を踏まえて策定された提言の背景などを、各会の役員・税制委員はじめ多くの方々に理解していただくよう、税制顧問の岩崎慶市がポイントを絞って執筆したものです。

I. 税・財政改革のあり方

「ワニの口」が示す「受益」と「負担」の不均衡

我が国の税財政のあり方を考えるには、まずその基本的構造を理解しておかなければなりません。それには国の一般会計の姿を端的に表した通称「ワニの口」と呼ばれるグラフ（資料Ⅰ参照）を見るのが最も分かりやすいでしょう。歳出と税収の推移を上下2本の折れ線で示しているグラフで、バブル崩壊後、ほぼ一貫して上下の線がワニの口のように広がっているのです。

健全な均衡財政なら歳出と税収の線は一致するはずです。しかし、このグラフは歳出の増加に税収が追いつかず、その乖離幅がどんどん大きくなっている形です。つまり、財政は不均衡が拡大し悪化の一途をたどっていることを示しています。

なぜ、こんな姿になってしまったのでしょうか。一言でいえば、国民の「受益」と「負担」が一致していないからです。「受益」というのは国民が受ける行政サービスであり、それは歳出によって提供されます。「負担」とはそれを賄うべき税収のことです。つまり、国民は「受益」に見合う「負担」をしていないのです。

「中福祉・低負担」構造から抜け出せない日本

それを象徴しているのが、一般会計歳出の33%（2017年度予算）を占めて圧倒的に大きい歳出分野でありながら、「中福祉・低負担」といういびつな構造から依然として抜け出せていない社会保障なのです。我が国の社会保障支出（対GDP比）は、先進国が加盟するOECD諸国の中で中位に属していますが、租税負担率と社会保障負担率を合わせた国民負担率（対国民所得比）は明らかに低い水準にあります。

それは主要国と比較したグラフ（資料Ⅱ参照）をみれば一目瞭然です。とくに租税負担率は消費税率を8%に引き上げる前の2013年度ベースだと、自立自助を原則とした「低福祉・低負担」が基本構造となっている米国よりも低かったのです。税率を8%に引き上げた後でも26.1%（2016年度）ですから、欧州各国に比べればはるかに低い水準のままなのです。

我が国と対照的なのは租税負担率49.9%と極めて高い水準にあるス

ウェーデンですが、その分社会保障は充実しており、典型的な「高福祉・高負担」国家と呼ばれる所以です。要は「受益」と「負担」のバランスが取れているかどうかなのであり、スウェーデン型か米国型かはそれぞれの国民が選択する問題なのです。我が国は「中福祉・中負担」を目指しているわけですから、「受益」に見合った「負担」を確保しなければならないこととなります。それがなされていれば、「ワニの口」のような構造にはなっていなかったのです。

財政の“優等生”ドイツとの差に愕然

では、上顎（歳出）と下顎（税収）のギャップはどう埋めてきたのでしょうか。それはいうまでもなく、国債という名の借金です。その残高（資料Ⅲ参照）は年々増加し、今年度末には865兆円とGDP比で1.56倍に達する見込みです。これに地方債を加えた長期債務残高は1,093兆円、対GDP比で198%とほぼ2倍です。

これは先の大戦の戦費調達で急速に財政が悪化した昭和19年のレベルと同程度であり、戦時下並みの異常な水準とっていいでしょう。その悪化ぶりは国際的にみても突出しており、国・地方の公債残高より少し広義の一般政府ベースでみた債務残高対GDP比は253%と、先進7カ国(G7)の“劣等生”と揶揄されてきたイタリアのほぼ2倍に達しています（資料Ⅳ参照）。

“優等生”ドイツは、いち早くリーマン・ショックの影響による財政悪化から立ち直り、単年度の財政収支を黒字化させたうえ債務残高対GDP比もユーロの財政基準である60%にほぼ回復させています。1980年代には我が国がドイツを上回る“優等生”だったのですから、彼我の差には愕然とせざるを得ません。

財政規律に対する姿勢が優劣分ける

この優劣を分けたのは、財政規律に対する姿勢の違いだったのではないのでしょうか。ドイツは我が国と違ってバブルとその崩壊という異常な経験をしなかったという事情はありますが、フランスと共にユーロ創造を主導するため、自らにも厳しい財政規律を課しました。そして債務残高対GDP比などのユーロ財政基準のクリアに取り組み、その後も、この姿勢を持続してきたのです。

これに対し、我が国は財政規律が働いた小泉構造改革時代を除けば、ほぼ一貫して「景気悪化時には財政出動による対策」「景気回復時にはその果実の還元」というパターンを繰り返してきたのです。つまり、歴代政権が「受益」の抑制と「負担」の確保を怠ってきたわけです。しかも、超高齢化社会が到来することを分かっているが対応しなかったのですから、政治の怠慢といわれても仕方ないでしょう。

変質した社会保障と税の一体改革

持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指した「社会保障と税の一体改革」は、遅まきながら財政規律を取り戻すための第一歩でした。その大枠は「受益」の面では「給付」を「重点化・効率化」によって抑制し、「負担」面では消費税率を2014年4月に8%、2015年10月に10%へ引き上げることでした。

ところが、この改革も給付と負担両面で早々に変質したのです。消費税率8%こそ予定通り実施されたものの、10%への引き上げは2017年4月へ延期され、さらに2019年10月へと大幅に再延期されたのです。しかも、再延期の理由として挙げられたのは「リーマン・ショック級のリスクが生じる懸念がある」というまったく説得力のないものでしたから、初めから再延期ありきだったのでしょう。

給付面では10%への引き上げ分の1%が「社会保障の充実」に充てられる予定だったのですから、本来ならこちらも延期するのが筋なのですが、保育士や看護師の待遇改善などの充実策が先行実施されました。これらの施策は少子高齢化対策として極めて重要ですが、それには安定的な恒久財源が不可欠なのです。

2020年度PB黒字化も2018年度中間目標も達成困難

この一体改革の変質は、明らかに財政規律の緩みによるものでしょう。当然ながら、これは財政健全化計画を狂わすことになりました。

我が国の財政健全化目標は「2020年度までに基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）を黒字化し、その後、債務残高対GDP比を安定的に引き下げる」という内容であり、国際公約ともなっています。さらに、政府は2017年4月への消費税引き上げ延期に対する批判も考慮したのか、「骨太の方針2015」で新たに2018年度までの3年間を集中

改革期間としてP B赤字対G D P比1 %程度を目安とする中間目標を設定したのです。

果たして、これらの目標は達成可能でしょうか。内閣府が本年7月に更新した「中長期の経済財政に関する試算」(資料V参照)によると、2018年度のP Bは13.4兆円、対G D P比で2.4%の赤字となっており、中間目標の達成は絶望的です。

中間目標設定に伴って示した歳出面の目安である3年間で政策経費の増額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する計画は何とか過去2年間達成しています。このため、本提言は最終年度である来年度も確実に達成するよう求めましたが、それでも中間目標はとてもクリアできません。いうまでもなく、消費税率10%への引き上げを2019年10月へ再延期してしまったからです。

2020年度のP B黒字化目標はどうでしょう。内閣府試算では経済再生ケースでも8.2兆円、対G D P比で1.3%の赤字が残るとしています。経済再生ケースは2020年度の名目成長率を3.9%と現実離れしたような高い水準を想定、これを前提に税収も大幅増を見込んでいるのに、これだけの赤字が残るのですから、こちらの目標も達成困難でしょう。

債務残高対G D P比の新目標に隠された狙い

そこで「骨太の方針2017」が新たに追加目標として盛り込んだのが、2020年度P B黒字化目標を維持しつつ、「同時に」債務残高対G D P比の引き下げを目指すという文言です。当初目標もそうだったように、財政健全化はフロー面のP Bとストック面の債務残高の両面で取り組むのが常道ですから、その意味で問題はありません。しかし、今回、「同時に」としたところに巧妙な狙いが隠されているとみられています。

もう一度、内閣府の試算(資料V)をご覧ください。国・地方の債務残高対G D P比(経済再生ケース)は、今年度の189.5%から年々低下し2020年度には179%まで下がります。つまり、P B黒字化の目標が未達成になっても、債務残高対G D P比の目標はほぼ確実に達成できるため、財政運営に対する批判を和らげることができるわけです。

長期金利が名目成長率を下回る異次元緩和のおかげ

では、債務残高対G D P低下のメカニズムを少し説明しましょう。通常、

債務残高対GDP比は、名目GDP成長率と名目長期金利の関係で左右されます。極端に単純化して考えると、GDPと債務残高が同額の場合、GDPの伸び率と利払い費を決定する長期金利の水準が同じなら、GDPの増加額と利払い費も同じなので債務残高対GDP比は変わらないことになります。しかし、実際には国債の発行時期や金額、その時々金利などがバラバラですから、単純計算通りにはいきません。

我が国の場合、債務残高がGDPの2倍、借り換え債の金利低下幅、新発債の規模と金利水準など複雑な前提を踏まえねばなりません。近年、国債残高が急増している割に利払い費が横ばい状態にとどまっているのは、金利が大幅に低下した効果によるためといえます(資料Ⅲ参照)。とりわけ、毎年、大量に発行している借り換え債では大きな金利低下メリットが発生しています。内閣府試算はこうしたデータを踏まえつつ、2020年度の経済前提について3.9%の高い名目成長率と、これを大幅に下回る1.4%の長期金利を設定し債務残高対GDP比の低下を導き出しているのです。

成長率と金利の逆転解消で債務残高対GDP比は上昇へ

長期金利と名目成長率の関係については、小泉政権時代にも議論がありました。財政健全化計画の策定をめぐり、成長による税の自然増収を重視する「上げ潮派」が長期金利を成長率より下に設定することにより、利払い費と債務残高対GDP比の見通しを低く見せて増税論を抑えようとしたのですが、「財政規律派」がこれに撤回させたのです。通常、先進各国の財政計画は名目成長率より長期金利を高く設定して策定するのが常識ですから当然の結末でした。

今回も金融政策が正常化すれば名目成長率と長期金利の逆転現象は解消に向かいます。実際、内閣府の試算でも2024年度から長期金利が成長率を上回る見通しとなっており、「低金利で発行した既発債の高い金利による借り換えに留意が必要」との表現で債務残高対GDP比上昇の可能性を示唆しています。

そもそも、長期金利は名目成長率を数%上回るのが普通であり、債務残高対GDP比を引き下げていくには相当のPB黒字確保が必要なのです。だから、まずPBを黒字化し、その後、債務残高対GDP比を引き下げるという従来目標が正解なのです。いわば今回の新目標は達成を容易にする異常な低金利を利用したもので、2020年度をやり過ぎすためだけの

仕掛けとみられても仕方ないでしょう。

事実上、破たんした税の自然増収に依存する手法

しかも、この新目標による悪影響は早くも顕在化し始めています。与党内では来年度予算編成に向け「政府支出を増やせばGDPは増加する」「GDPが増加すれば債務残高比率は下がる」「成長率が高まれば税収が増える」などとする安易極まりない論理による歳出圧力が高まっています。

しかし、考えてみれば財政健全化に対する安倍政権のスタンスは当初から「成長なくして財政再建なし」であり、税の自然増収に大きく依存する手法でした。確かに税収は異次元緩和による円安・株高と企業業績回復により大幅に増加しましたが、その効果は一巡し昨年度の国の税収は55.5兆円程度と当初予算見込みを約2兆円も下回っただけでなく、7年ぶりに前年度実績を割り込んだのです。とくに法人税は企業業績が好調なのに減収となるなど、税の自然増収に頼る手法は事実上、破たんしました。

消費増税の使途拡大で規律の緩みは決定的に

こうした中で、安倍政権は社会保障と税の一体改革にさらなる変更を加えようとしています。本年10月の解散総選挙に向け、首相が消費税を8%から10%へ引き上げることによる増収分の使途を幼児教育無償化と高等教育の一部無償化にも拡大する方針を表明したのです。本提言の策定後だったため提言では言及できませんでしたが、これは財政規律の緩みを決定的にしたといつてよいでしょう。

一体改革の計画ではこの2%引き上げ分の税収5兆円強の使途について、国の借金返済、つまり財政健全化に4兆円、残りを年金、医療、介護、子育ての社会保障4経費に限定していました。ところが、財政健全化に使う分の半分を教育無償化などに振り向けようとしているわけです。これは一体改革の変質どころか根本を揺るがすうえ、PB対象経費の歳出増加などで財政悪化に拍車をかけることになるのです。

首相もこの方針変更を理由に、2020年度のPB黒字化目標について「達成は困難」と先送りする意向を示しました。しかし、すでに指摘したように、この方針変更がなくても2020年度の黒字化は困難だったのです。つまり、この方針変更は目標未達成の言い訳材料としても利用されたとみていいでしょう。

「骨太の方針２００６」を参考に厳しい改革工程を

では、今後の財政健全化はどう進めるべきでしょうか。２０２０年度のＰＢ黒字化目標が先送りされる以上、遅くとも来年度には新たな目標年度設定など財政健全化計画を策定しなければなりません。その基本はやはり、歳出、歳入の一体改革とすべきです。歳入ではまず、２０１９年１０月に延期した消費税率１０％への引き上げを確実に実施することです。「骨太の方針２０１７」ではその文言が欠落していましたが、増税分の使途変更を国民に約束した以上、さらなる引き上げ延期は許されません。

歳出では本提言が求めたように聖域を設けず、社会保障、地方交付税、公共事業、文教・科学振興、防衛などすべての歳出分野ごとに削減・抑制額を決め、それをどう実現するか工程表を策定し、国民監視の下で実行していくことです。これは小泉政権末期に策定された「骨太の方針２００６」の手法を参考にしたものです。

現在の歳出改革工程は、前述したように２０１６年度から来年度までの３年間で政策経費の増加額を１．６兆円程度（社会保障費１．５兆円、その他０．１兆円）に抑制するというもので、対象分野が大雑把すぎるうえ抑制額も少ないといえます。来年度はまさに節目の年となるわけで、どこまで財政規律を働かせた健全化計画が策定できるかが大きな焦点となるでしょう。

日銀も市場対話など細心の政策運営を

すでに指摘したように、我が国財政は極度に悪化しています。財政危機の影を引きずるギリシャや南欧諸国以上とも言われています。まして、国際公約だった２０２０年度のＰＢ黒字化目標まで先送りされようとしているのですから、いつ国債の信認が失われてもおかしくありません。そうなれば「国債金利（長期金利）の上昇→国債の利払い費増加（国の借金増）→さらなる財政悪化」という負のスパイラルを描いて最後には財政破綻に至ります。

長期金利の指標である国債金利が急上昇（価格は下落）すれば、大量に国債を保有する金融機関の財務を直撃するだけでなく、企業の資金調達や個人の住宅ローン借り入れも大変になります。そうした事態に陥らず、逆に異常な低金利を維持しているのは、何と言っても日銀が国債を買い支えているからです。

しかし、これも限界に達しつつあります。日銀の国債保有は発行残高の4割超を占めるに至り、上場投信（ETF）の保有シェアも圧倒的です。このため市場機能の低下が指摘されており、先送りされているインフレ目標達成まで市場で日銀のプレゼンスが高まり続けた場合、異次元緩和の出口戦略はますます難しくなります。従って、提言では政府だけでなく日銀にも丁寧な市場対話など細心の政策運営を求めました。

身の丈に合っていない社会保障給付の増加率

では、我が国の税財政を左右する社会保障問題に話を戻しましょう。「中福祉・中負担」のバランスよい社会保障制度を確立するには、相応の国民負担を確保するとともに、先進国の中で最速のスピードで進む少子高齢化社会下で増大を余儀なくされる社会保障給付を、重点化・効率化で可能な限り抑制することが不可欠であることを指摘しました。その給付面の見通しを具体的にみてみましょう（資料Ⅵ参照）。

2012年度をベースに2025年度を比較すると、その額は109.5兆円から148.9兆円と1.36倍に膨らみます。この給付を支える経済力、つまりGDPは1.27倍なのですから、明らかに身の丈に合っていない増加率といえるのです。

「2025年問題」の核心は医療と介護

とくに増加が激しいのは、介護の2.34倍と医療の1.54倍です。金額的には医療が35.1兆円から54.0兆円へ20兆円近くも膨らみ、マクロ経済スライド導入により増加が抑制される年金の60.4兆円に迫る勢いです。これは団塊の世代すべてが75歳以上の後期高齢者となるためで、「2025年問題」と呼ばれています。

社会保障給付費の財源は公費（税）と社会保険料です。このまま給付が増大すれば一定の公費負担の増加も避けられず、増税か借金で賄うしかありません。それを最小限に抑えるには、年金もさることながら、医療と介護の給付をどう抑制するかが極めて重要なのです。

診療報酬は「薬価」より「本体」が焦点

来年度は改定年が2年に1回の診療報酬と3年に1回の介護報酬が同時

改定となります。このため、本提言も来年度を今後の給付抑制の試金石としてとらえ、厳しい注文を出しています。とくに、診療報酬ではこれまでの引き下げが「薬価」のマイナス改定に頼ってきたことを指摘、医師の人件費にあたる「本体」への切り込みが焦点であることを強調しました。

もちろん、薬価も政府目標であるジェネリックの普及率80%を早期に達成せねばなりませんし、本提言が初めて求めたように薬価の実勢を適正に反映させるよう、2年に1度の改定を毎年実施することも重要です。しかし、何と言っても多額の税金と医療保険料が投入されている本体が、民間の賃金引き下げ局面下でも引き上げられてきたのは問題です。

とりわけ、医師不足により激務が指摘されている病院勤務医と高い報酬を得ている開業医の収入格差は、診療報酬の配分見直しが進まないことなどから是正されないままです。開業地域も診療科も自由という先進国ではまれな「自由開業制」の問題も指摘されています（資料Ⅶ参照）。例えばドイツでは地域や診療科ごとに定員規制があり自由に開業できません。我が国もこうした“人的規制”の議論をする段階にきたといえるでしょう。

負担能力に応じた公平な負担が基本

また、1人当たり医療費が都道府県によって大きくばらついているのも問題です。これはベッド数や入院日数などに大きな開きがあるためとみられており、政府も是正に乗り出しました。その背景には多くの患者を受け入れ診療行為をすればするほど収入が確保できる「出来高払い制」があるといわれおり、こうした点も改革が必要でしょう。

患者側の負担問題も正面から取り組まねばなりません。その基本は「負担能力に応じた公平な負担」です。政府も医療、介護分野の一部で高所得高齢者に負担増を求める措置を取り始めましたが、窓口自己負担引き上げを含め本格的な見直しはこれからです。年金でも本提言が求めた高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の給付削減などが不可欠でしょう。

公平性など多くの問題を内包する「こども保険」

少子化対策では焦点となっていた幼児教育・保育の無償化の財源問題が、消費増税分の使途変更によって落ち着いたようにみえます。しかし、安倍政権は当初、有力な財源確保手段として位置付けられていた「こども保険」の創設も、依然として検討対象と考えているようです。その仕組みは社会

保険料に薄い率で上乗せして財源を確保し、幼児教育・保育の無償化に充てるといえるものです。給付と負担の関係がはっきりしているうえ、税や国債を財源としないため受け入れやすそうにみえますが、実は極めて多くの問題を内包しています。

まず、社会保険料だと折半負担となる企業と勤労者に負担が集中するだけでなく、子供のいない家庭も負担することになり不公平感が生じます。社会全体の公平性を確保するなら、退職した高齢者なども含めて負担する消費税がふさわしいでしょう。ただ、これは新たに消費税を引き上げる際に議論すべきことで、今回の使途変更が正当化されるわけではありません。

さらに本質論を言えば、将来のリスクを前提とする保険本来の概念にこども保険が合致しているとは思えません。従って、本提言では「創設は慎重であるべき」とし、事実上の反対を表明しています。

赤字国債と同じ「教育国債」は容認できない

また、本提言では高等教育無償化の財源として与党内で浮上した「教育国債」創設については言及しませんでした。こちらも依然として議論がくすぶっているようなので少し触れておきましょう。結論からいえば、将来世代にツケを回す赤字国債と変わりはなく、とても容認できるものではありません。そもそも、大学や専門学校へ大半が進学している中で無償化による新たな教育投資効果が期待できるのか極めて疑問であり、「給付型奨学金」の拡充などで十分に対応は可能でしょう。

なお、本提言では少子化対策の施策の一つとして企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用を求めています。これは法人会青年部がまとめた報告書を受けたものであることを付記しておきたいと思います。

あくまで「税率１０％なら単一税率」を確認

さて、消費税のあり方について、改めて法人会としてのスタンスを確認しておきましょう。２０１９年１０月の税率１０％への引き上げを確実に実施することが極めて重要なことは指摘した通りです。単一税率か複数税率かについては、１０％程度までなら単一税率が望ましく、低所得者対策も「簡素な給付措置」の見直しが適当であることをぶれずに表明しています。軽減税率とそれに伴うインボイスが事業者の事務負担や税収確保面な

どで多くの欠点を有しているからです。

また、消費税引き上げに向けては、その前提にあった「行革の徹底」も、改めて国・地方の政府、議会に求めました。増税が国民に痛みを強いることに変わりはないからです。中小企業にとっては死活問題となる転嫁についても、さらに実効性ある対策をとるよう引き続き要請しました。

マイナンバー制度では運用段階に入ったにもかかわらず、国民や事業者の理解が十分でないことに懸念を示し、政府がさらに制度定着に力を入れるよう促しています。この制度は国民の利便性向上だけでなく、運用の仕方次第で多様な可能性をもっているからです。

Ⅱ．経済活性化と中小企業対策

アベノミクスの“宴”は終わったのか

アベノミクスが曲がり角を過ぎ、すでにその“宴”は終わったのではないかとの見方が強まっています。先導役である異次元緩和の効果が続いている間に成長戦略を軌道に乗せ、自律的成長につなげるというアベノミクスのシナリオが狂ってしまったからです。

日銀の異次元緩和は4年半にわたっていますが、2%のインフレ目標達成は先送りするばかりで、市場機能面などで副作用も懸念されています。さらに最大の効果といわれた円安・株高の流れも止まってしまいました。企業業績こそ復調し失業率も3%を切るほどの低水準で人手不足感が強まっているにもかかわらず、賃金の上昇と設備投資が期待を下回っているのです。これでは実質所得、個人消費、設備投資がつながる好循環サイクルが実現しません。

新たな産業や技術生み出す規制改革の熱意消える

このように経済再生に力強さが欠けているのは、やはり1、2年前から急減速した成長戦略に大きな原因があります。円安やアニメなどのソフトパワーを背景に訪日客数が飛躍的に伸びた観光戦略など一部では成功していますが、成長の原動力となるべき規制改革が色あせているのです。とりわけ、農業分野の企業参入や医療分野の混合診療などといった岩盤規制は部分見直しにとどまるなど、新たな産業や技術を生み出す規制改革の熱意は失われてしまったようです。

これに代わるテーマとして登場したのが働き方改革や先に述べた教育無償化などの人材投資です。これらは経済政策というより社会政策に近く、どこまで潜在成長力引き上げに寄与するか疑問です。また、期待が大きかった環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）も肝心の米国がトランプ政権の保護主義化で離脱、大枠合意した欧州連合（ＥＵ）との経済連携協定（ＥＰＡ）の成功に望みをつなぐしかなくなりました。

法人税はトランプ税制改革の注視が必要

成長戦略で唯一の大きな成果といわれた「法人実効税率２０％台への引き下げ」も、まだ目に見える効果がはっきりしません。むしろ、税率引き下げの条件の一つとなっていた賃金引き上げが不十分であり、減税メリットの多くが約４００兆円に上る内部留保として積み上がっている状態なのです。この有効活用は政府にとっても産業界にとっても大きな課題といえるでしょう。

では、今後の法人実効税率の水準をどう考えるかですが、法人会も求めている「２０％台」が実現したことから、昨年同様、新たな提言は行いませんでした。事業承継税制でも一昨年に施行された大幅な納税猶予制度改正の適用状況をもう少し見守ることとし、昨年の提言内容を踏襲した次第です。

ただ、法人実効税率はＯＥＣＤ加盟国の平均約２５％、アジア主要１０カ国平均約２２％と比べれば、依然として高いのも事実です（資料Ⅷ参照）。とくに米国の税制改革の行方は要注意です。トランプ大統領が目指す連邦法人税率を現行の３５％から１５％に引き下げる大胆な案は取り下げられたようですが、相応の引き下げは行われる見通しです。これらを注視しつつさらなる引き下げも視野に入れる必要があるでしょう。

Ⅲ．地方のあり方

真の活性化につながらない「ふるさと納税」返礼品競争

地方活性化では深化段階に入った地方創生戦略について、地方の自立・自助を理念とし、それぞれの地域の特性と強みを生かした戦略が重要であることを改めて指摘しました。その戦略策定は官主導ではなく民間の知恵と工夫を結集すべきだとし、地元大学との連携による技術やビジネスの開

発、人材育成などを提言しています。

「ふるさと納税制度」については、昨年よりさらに厳しい提言内容となっています。一部には地方活性化に役立っていると評価する向きもありますが、過剰な返礼品競争に知恵を絞っているような安易な発想では、到底、真の活性化につながるとは思えません。

しかも、寄付総額は一部マスコミが煽ったこともあり、2008年度に81億円だったのが2015年度1,653億円、2016年度2,844億円と看過できない規模に達してしまったのです。さすがの総務省も本年4月、返礼品の仕入れ価格を寄付額の3割以下に抑えるなどの通知をだしましたが、当然の措置でしょう。

「住民税は居住自治体への会費」が地方税の原則

そもそも、住民税は居住自治体の行政サービスに対する会費であり、それを居住自治体以外に納税することは地方税の原則にそぐいません。この制度には地域間の税源偏在を是正する効果があるとの議論もありますが、そうした自治体間の水平的財政調整は、すでに存在する地方消費税や法人住民税の一部を活用した制度を使って行うのが筋でしょう。

こうした本質的な問題は別としても、現行制度は制度創設に向けた当時の理念と比べても大きく乖離しています。当時の議論は「ふるさとの税金で育てられたのに、納税は故郷を離れた都会でしている。出身自治体にも納税して然るべき」というものだったのです。だから制度名に「ふるさと」が冠されているわけで、本提言ではせめて納税先を納税者の出身自治体に限定するなど制度創設当時の議論の原点に戻るよう求めています。

親は借金して仕送り、子は多額の貯金を積み上げ

財政調整基金など地方の基金残高が21兆円（27年度決算）と多額に膨らんでいる問題にも言及しました。「親（国）は借金（国債発行）までして子供（地方）に仕送り（地方交付税）をしているのに、子供が多額の貯金（基金）をしているのはおかしい」との批判が強まっているからです。

もちろん、将来のリスクに備えるなどの適正な基金もあるでしょうから、総務省が各地方自治体の基金増加の背景や要因の分析・調査に乗り出したのは当然でしょう。しかし、交付税不交付団体だけでなく多額の交付税を受けている自治体までが多額の基金を積み上げている姿をみると、極めて

不可解といわざるを得ません。

指摘したように、国のP Bは黒字化にほど遠く長期債務残高も対G D P比で1. 5 6 倍に達していますが、地方は近年、ずっと黒字が続いているうえ、長期債務残高のG D P比も4割程度で安定しています。こうした中で、国は地方に総額1 5. 6兆円に上る地方交付税を振り向けているのです。この奇妙な財政構造は、地方交付税制度に地方の財源不足を国が自動的に埋める「財源保障機能」が付いている結果だといわれています。つまり、国におんぶに抱っここの構図の中で基金が積み上がっているわけですから地方交付税総額の相応の削減は避けられないでしょう。

高止まりしたままの地方公務員給与

国と地方の奇妙な関係はこれにとどまりません。最も象徴的なのは地方公務員の高給与です。国家公務員を1 0 0として地方公務員の給与（一般行政職の本給）を比較したラスパイレス指数（資料Ⅸ参照）は、東日本大震災時の特殊要因を除くと、この1 0年余り1 0 0弱の水準に張り付いたままです。つまり、国家公務員と給与水準がほぼ同じなわけで、世間の常識から見てもおかしい話でしょう。

しかも、この給与水準は地域の民間企業を大きく上回っています。とくに、ラスパイレス指数の対象外となっている清掃職員や用務員などの技能労務職は、民間の同職種の1. 5倍というところもザラです。地方公務員の給与は国家公務員に準拠するのではなく、地域企業の水準に合わせる「民間準拠」の徹底が不可欠です。同時に民間にできることは民間に任せる民間委託を積極的に進め、行政のスリム化と効率化を図るべきでしょう。

地方議員は自らを律し行革の先頭に

地方議員の高額報酬も問題です。昨年 of 解説でも指摘しましたが、日本の地方議員の平均報酬は、欧米の1 0倍前後に上っています。市議会議員報酬の状況（資料Ⅹ参照）をみると、人口5万未満の市でも月額約3 3万円もの報酬をもらっているのです。欧米の地方議員は大都市を除き名誉職のボランティアで、報酬は基本的に交通費などの実費精算のみです。

多額なのはこうした報酬だけではありません。政務活動費という名の別収入があるのです。本来は政策立案の調査研究に使うべきものですが、議員提案による条例の少なさをみると、何に使われているのか極めて疑問で

すし、不正受給も後を絶ちません。高額報酬を大胆に削減すると同時に、政務活動費も実費精算とし調査研究報告を義務付けたらどうでしょう。

地方公務員の高給与問題など行政の問題点を先頭に立ってチェックすべき地方議員がこんな有り様では、とても地方行革は進みません。人事委員会や選挙管理委員会など行政委員会も、多くが“スリーピング・ボード”化しているといわれているにもかかわらず、行政委員が多額の月額報酬を得ているのも問題です。

このように地方公務員の高給与や地方議員、行政委員の高額報酬がまかり通っているのはなぜでしょうか。やはり、こうした財源にも投入される地方交付税の制度矛盾を指摘せざるを得ません。それが税に対する意識の低さと財政規律や自立・自助の精神の欠如につながっているのではないのでしょうか。

Ⅳ. 震災復興

復興は道半ば、事業の十分な効果検証を求める

大震災の復興期間の後期にあたる「復興・創生期間」も2年目に入っていますが、依然、復興は道半ばであり、復興事業の効果検証も不十分であることを指摘しています。また、熊本地震についても、改めて東日本大震災の対応を踏まえた実効性ある措置をとるよう求めました。

Ⅴ. その他

社会全体で税の意義や役割に理解深めたい

納税環境の整備では昨年同様、課税基準を同じくする国税と地方税の申告納税手続きの合理化を求めました。また、租税教育については学校教育だけでなく、社会全体で税の意義や役割に対する理解を深める必要性を強調しています。

《参考資料》

I．一般会計税収、歳出総額及び国債発行額の推移

II．国民負担率の国際比較

III．国債残高、利払い費、金利の推移

IV．債務残高の国際比較

V．中長期の経済財政に関する試算

VI．将来の社会保障給付見通し

VII．我が国の医療・介護制度の特徴と改革の視点

VIII．法人実効税率の国際比較

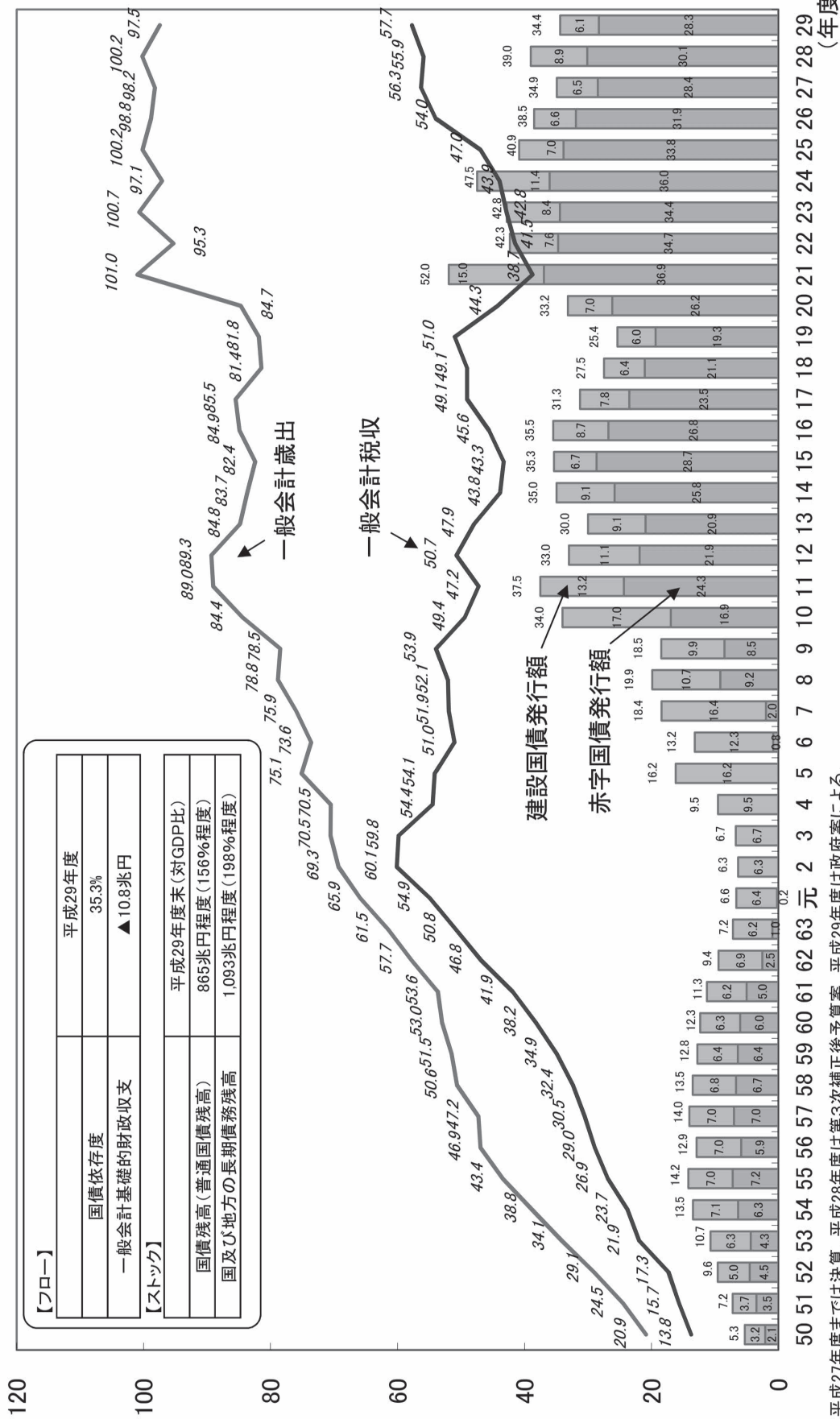
IX．地方公務員給与の実態調査結果

X．市議会議員の平均報酬月額

（注）政府公表の資料などから引用

一般会計税収、歳出総額及び国債発行額の推移

(兆円)



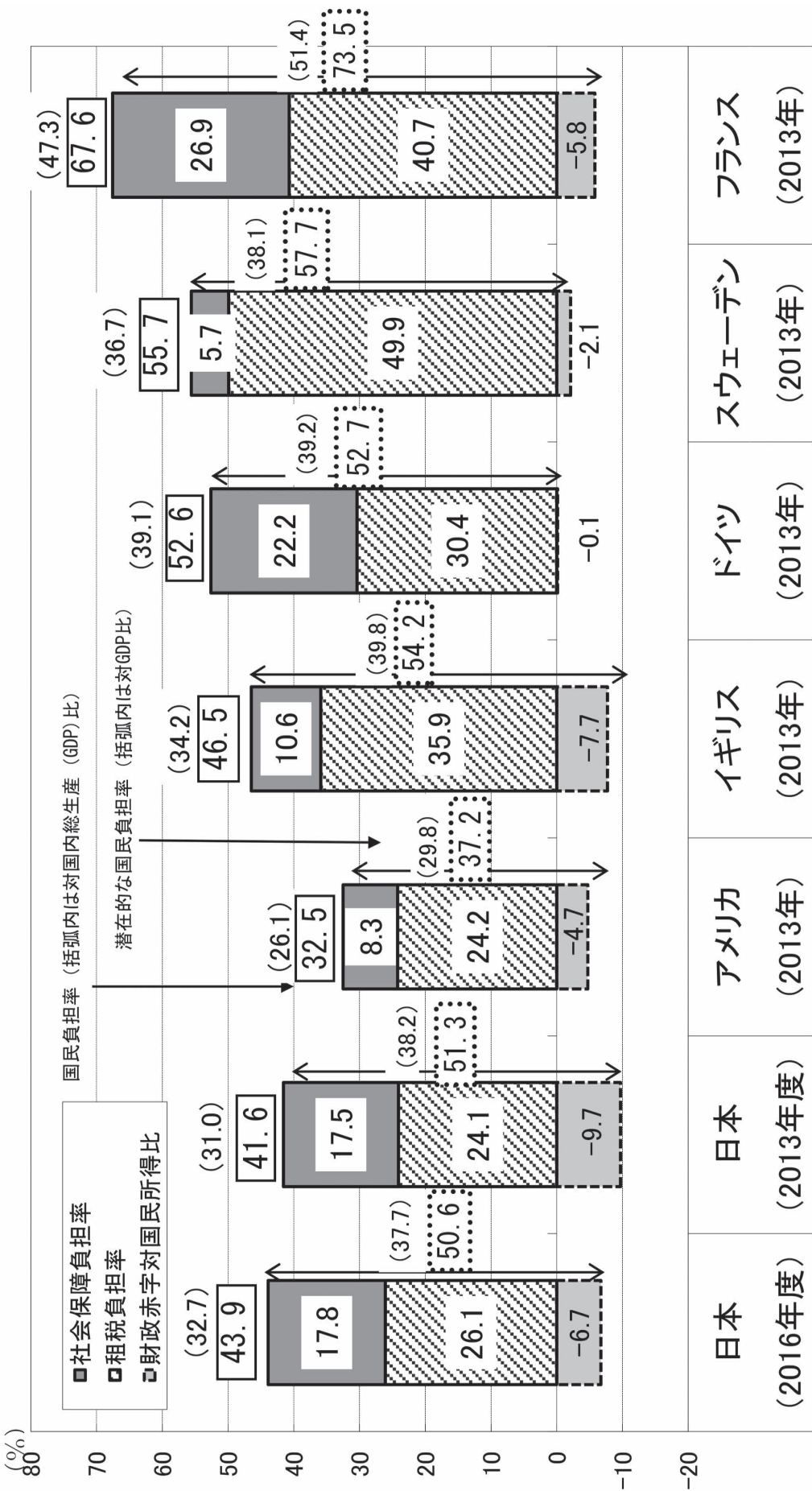
(注1) 平成27年度までは決算、平成28年度は第3次補正後予算案、平成29年度は政府案による。

(注2) 国債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支援するための臨時特別国債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別国債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現するための年金特別国債を除いている。

(注3) 一般会計基礎的財政収支(プライマリー・バランス)は、「税収＋その他収入－基礎的財政収支対象経費」として簡便に計算したものであり、SNAベースの中央政府の基礎的財政収支とは異なる。

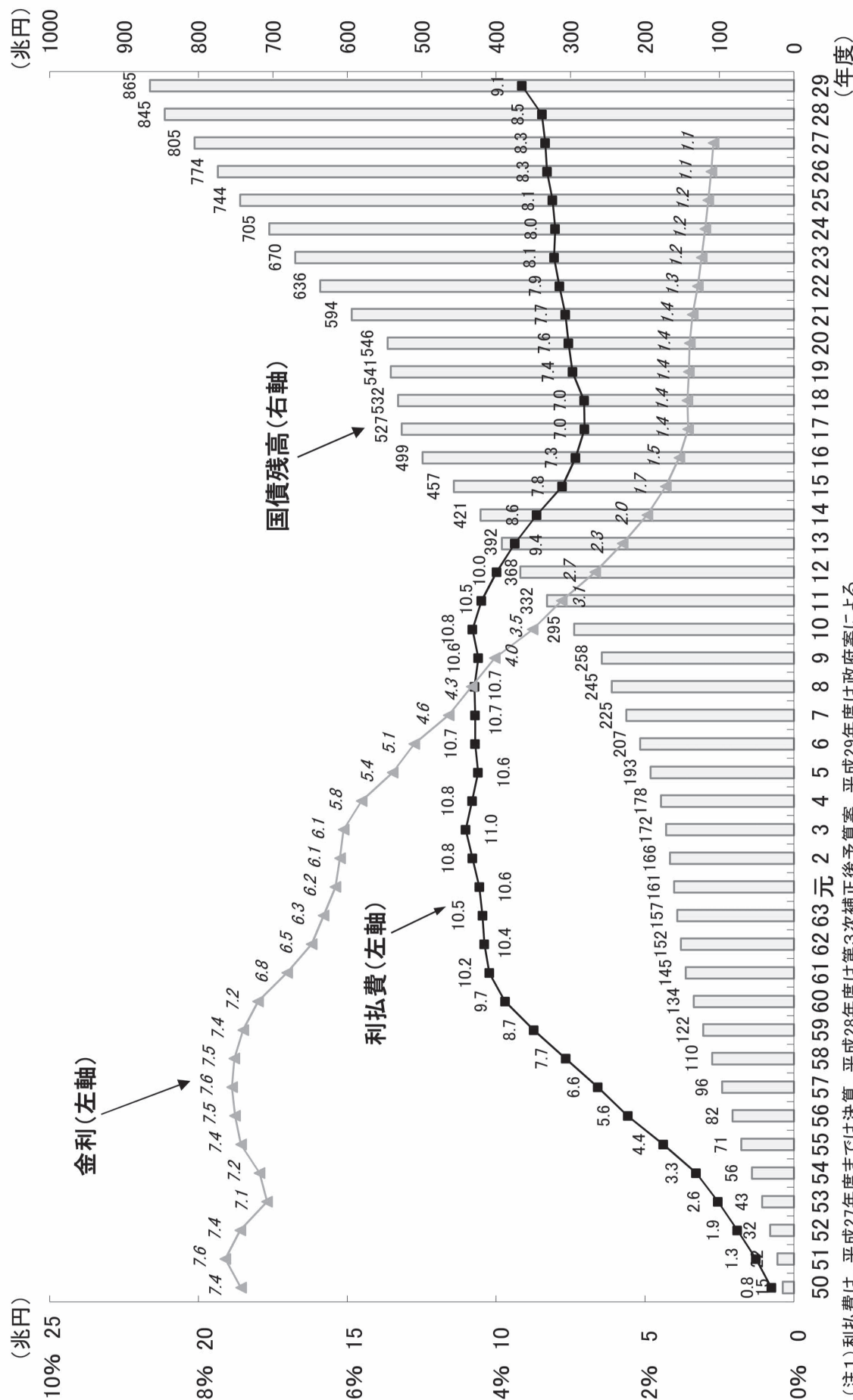
国民負担率の国際比較

[国民負担率＝租税負担率＋社会保障負担率] [潜在的な国民負担率＝国民負担率＋財政赤字対国民所得比]



(注) 1. 日本は2016年度 (平成28年度) 実績。諸外国は2013年実績。
 2. 財政赤字の国民所得比は、日本及びアメリカについては一般政府から社会保障基金を除いたベース、その他の国は一般政府ベースである。
 【諸外国出典】 "National Accounts" (OECD)、"Revenue Statistics" (OECD) 等

国債残高、利払い費、金利の推移



(注1) 利払費は、平成27年度までは決算、平成28年度は第3次補正後予算案、平成29年度は政府案による。

(注2) 国債残高は各年度3月末現在高。ただし、平成28年度末は第3次補正後予算案に基づく見込み、平成29年度末は政府案に基づく見込み。また、国債残高は、東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債(平成23年度末:10.7兆円、平成24年度末:10.3兆円、平成25年度末:9.0兆円、平成26年度末:8.3兆円、平成27年度末:5.9兆円、平成28年度末:7.7兆円、平成29年度末:6.6兆円)及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例国債(平成24年度末:2.6兆円、平成25年度末:5.2兆円、平成26年度末:4.9兆円、平成27年度末:4.6兆円、平成28年度末:4.4兆円、平成29年度末:4.1兆円)を含む。

債務残高の国際比較(対GDP比)

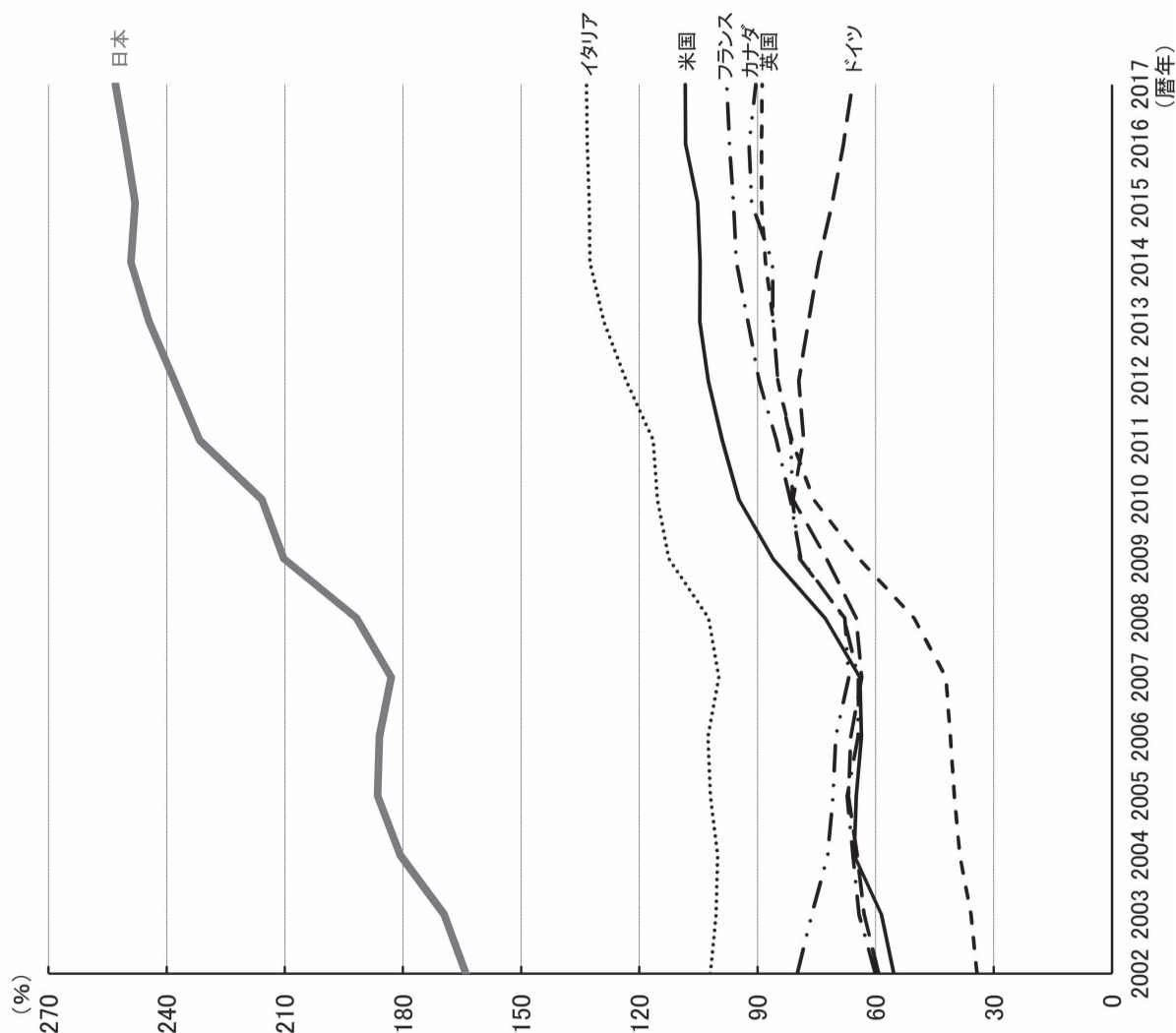
暦年	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
日本	164.0	169.6	180.7	186.4	186.0	183.0	191.8	210.2
米国	55.4	58.5	65.5	64.9	63.6	64.0	72.8	86.0
英国	34.2	35.8	38.7	40.0	41.0	42.2	50.3	64.2
ドイツ	59.2	62.9	64.7	66.9	66.3	63.5	64.9	72.4
フランス	60.1	64.2	65.7	67.2	64.4	64.4	68.1	79.0
イタリア	101.9	100.5	100.1	101.9	102.6	99.8	102.4	112.5
カナダ	79.9	76.2	72.1	70.9	70.1	66.8	67.8	79.3

暦年	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
日本	215.8	231.6	238.0	244.5	249.1	248.0	250.4	253.0
米国	94.7	99.0	102.5	104.6	104.6	105.2	108.2	108.4
英国	75.7	81.3	84.8	86.0	87.9	89.0	89.0	88.8
ドイツ	81.0	78.3	79.5	77.1	74.5	71.0	68.2	65.9
フランス	81.7	85.2	89.6	92.4	95.3	96.1	97.2	97.8
イタリア	115.4	116.5	123.3	129.0	132.5	132.7	133.2	133.4
カナダ	81.1	81.5	84.8	86.1	86.2	91.5	92.1	90.5

(出典)IMF “World Economic Outlook Database” (2016年10月)

(注1)数値は一般政府ベース。

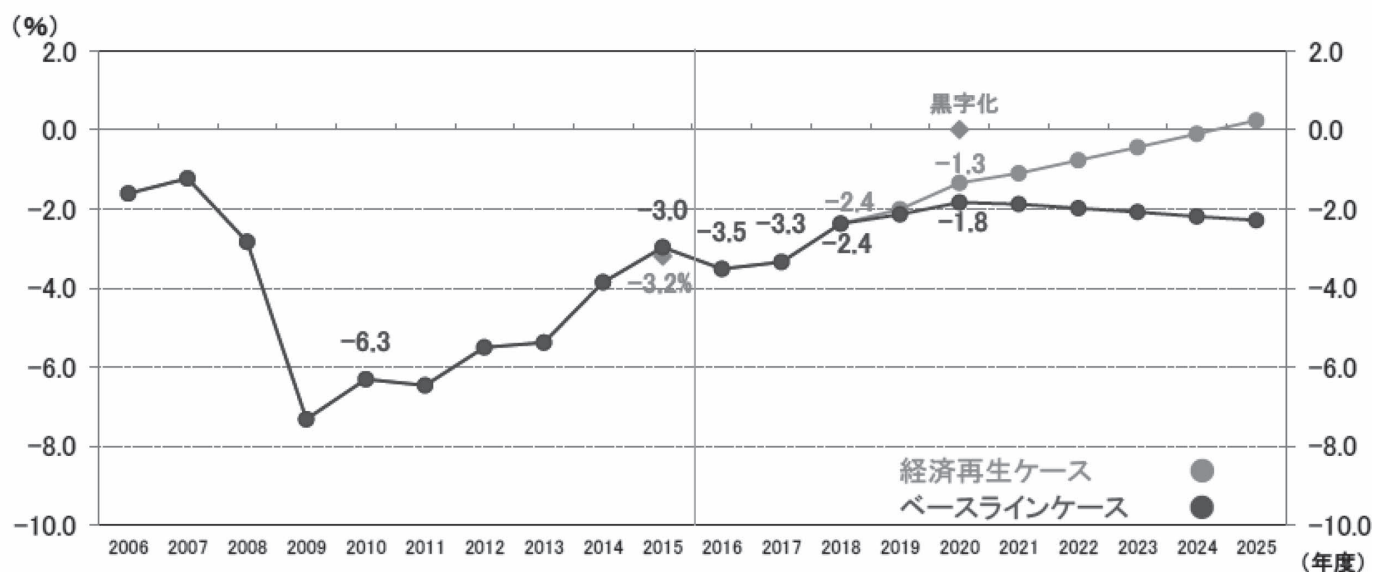
(注2)本資料はIMF “World Economic Outlook Database”による2016年10月時点のデータを用いており、2017年度予算(政府案)の内容を反映しているものではない。



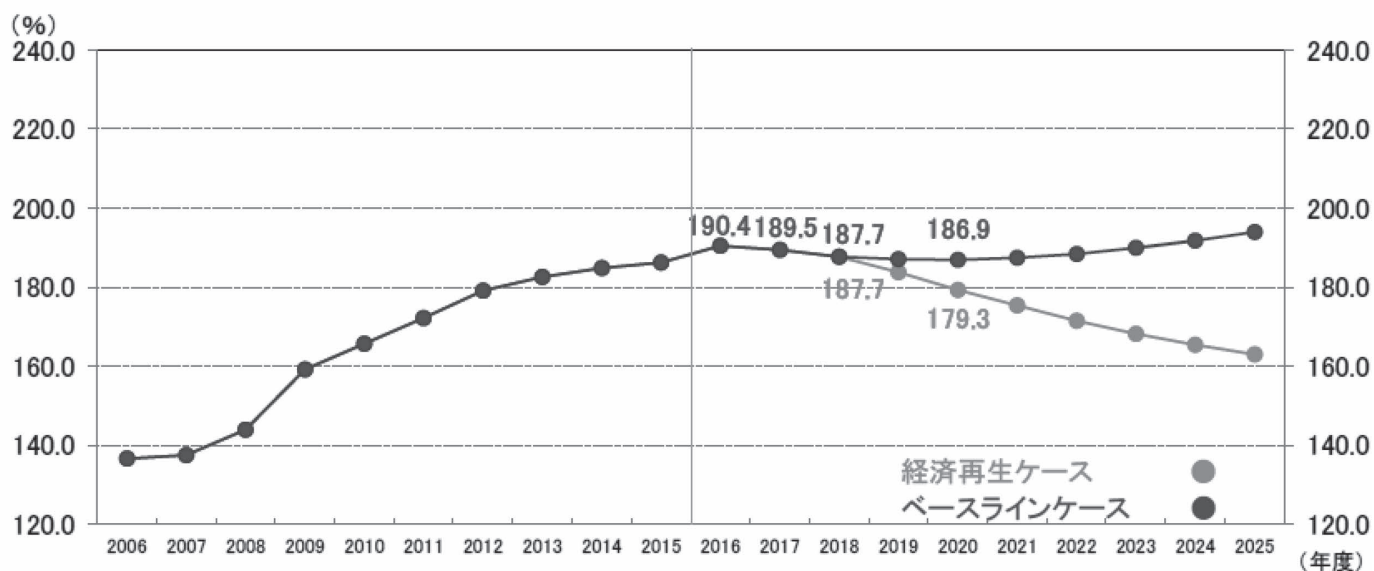
中長期の経済財政に関する試算(2017年7月)

資料V

○国・地方の基礎的財政収支*(対GDP比)

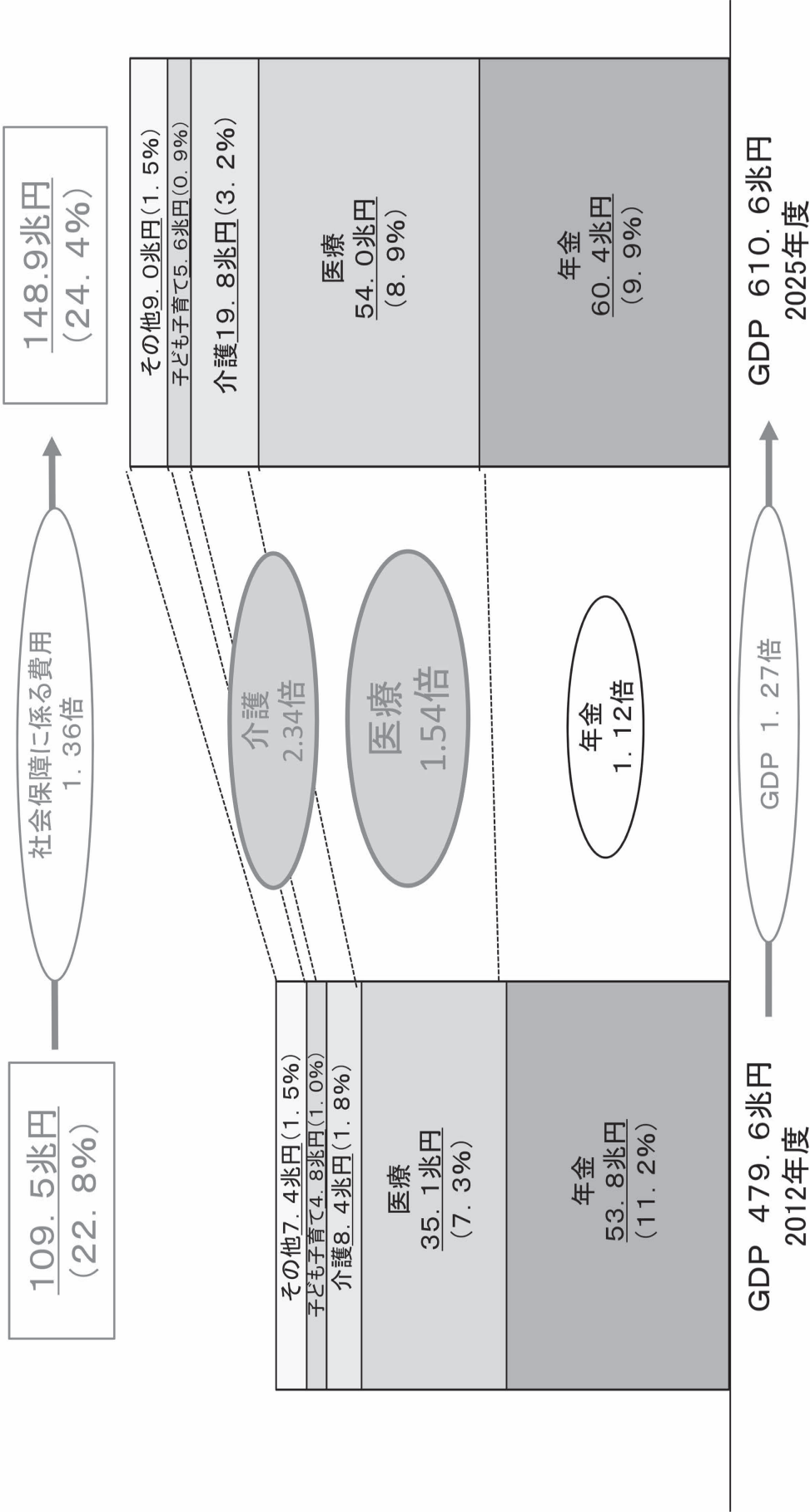


○国・地方の公債等残高*(対GDP比)



将来の社会保障給付見通し

社会保障給付は、高齢化により今後も急激な増加が見込まれます。団塊の世代全員が75歳以上となる2025年に向かって、特に医療・介護分野の給付は、財源調達のベースとなるGDPの伸びを大きく上回って増加します。団塊の世代が75歳以上となる前の2020年代初めまでに、受益と負担の均衡が取れた社会保障制度を構築していく必要があります。



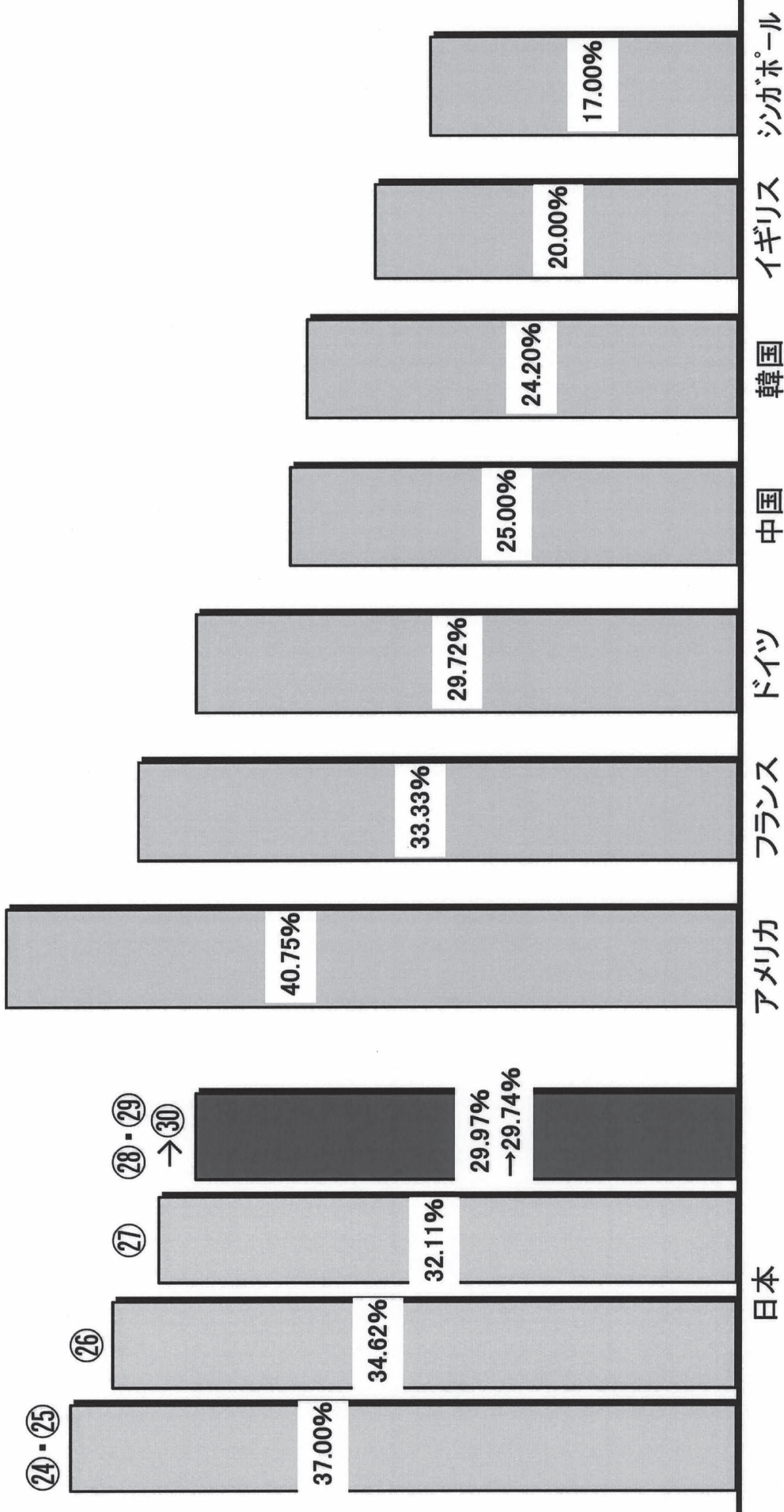
(出典) 厚生労働省「社会保障に係る費用の将来推計の改定について(平成24年3月)」。
(注) ()内の%表示はGDP比。

我が国の医療・介護制度の特徴と改革の視点



法人実効税率の国際比較

(2015年12月現在)



(注) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、アメリカはカリフォルニア州、ドイツは全国平均、韓国はソウル市。
なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(出典)OECD、各国政府資料等

地方公務員給与の実態調査結果

資料Ⅸ

1 ラスパイレス指数(全団体加重平均)

○ 平成28年4月1日現在 99.3 〔 前年 99.0 +0.3 〕

※ラスパイレス指数:全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

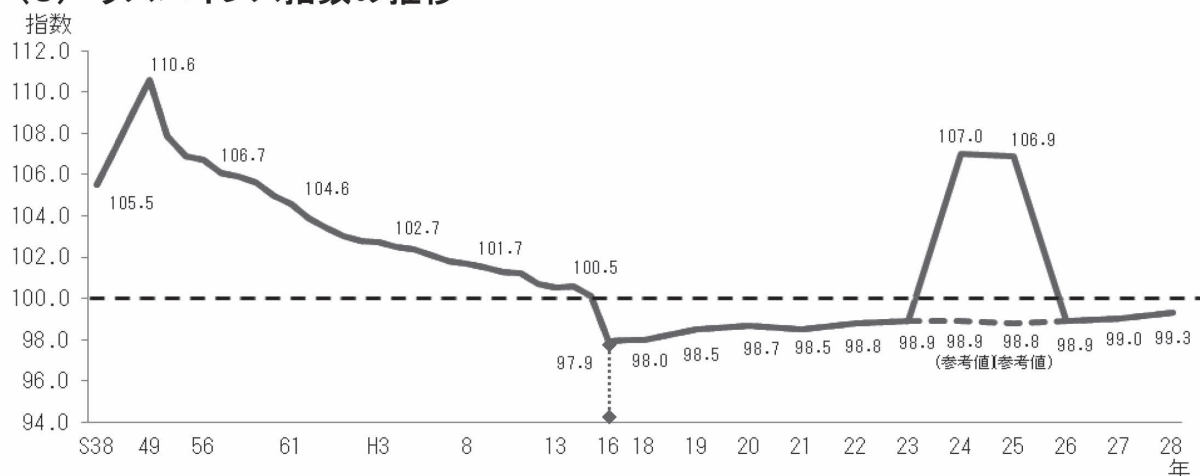
(1) 団体区分別平均

区 分	S49.4.1	H27.4.1	H28.4.1	増 減	
				S49→H28	H27→H28
全地方公共団体平均	110.6	99.0	99.3	△ 11.3	0.3
都道府県	111.3	99.7	100.3	△ 11.0	0.6
指定都市	116.1	101.2	100.1	△ 16.0	△ 1.1
市	113.8	98.7	99.1	△ 14.7	0.4
町村	99.2	95.8	96.3	△ 2.9	0.5
特別区	—	98.2	99.4	—	1.2

(2) 団体区分別最高値・最低値

区 分	H28.4.1			
	最高値		最低値	
都道府県	103.6	神奈川県	93.7	鳥取県
指定都市	103.8	静岡市	94.2	大阪市
市区町村	104.1	埼玉県越谷市	76.3	大分県姫島村

(3) ラスパイレス指数の推移



※参考値:給与改定・臨時特例法による国家公務員の給与削減措置がないとした場合の値。

市議会議員の平均報酬月額

区分 人口	平均報酬月額(万円) (平成28年12月31日現在)				平均報酬月額(万円) (平成27年12月31日現在)				平均報酬月額(万円) 対前年比較			
	市数	議長	副議長	議員	市数	議長	副議長	議員		議長	副議長	議員
5万未満	269	41.21	35.57	33.03	262	41.13	35.51	32.98	金額	0.08	0.06	0.05
									伸び率(%)	0.19	0.17	0.15
5～10万未満	258	47.50	41.84	39.02	264	47.32	41.68	38.83	金額	0.18	0.16	0.19
									伸び率(%)	0.38	0.38	0.49
10～20万未満	157	55.77	49.90	46.37	155	55.49	49.63	46.11	金額	0.28	0.27	0.26
									伸び率(%)	0.50	0.54	0.56
20～30万未満	46	68.55	61.28	55.18	48	68.03	60.76	54.84	金額	0.52	0.52	0.34
									伸び率(%)	0.76	0.86	0.62
30～40万未満	27	72.18	65.23	59.20	27	71.89	64.97	58.95	金額	0.29	0.26	0.25
									伸び率(%)	0.40	0.40	0.42
40～50万未満	22	74.98	67.96	62.61	21	74.59	67.52	62.11	金額	0.39	0.44	0.50
									伸び率(%)	0.52	0.65	0.81
50万以上	35	91.52	81.61	72.14	36	89.42	80.02	70.98	金額	2.10	1.59	1.16
									伸び率(%)	2.35	1.99	1.63
全国平均	814	51.66	45.62	42.10	813	51.48	45.46	41.96	金額	0.18	0.16	0.14
									伸び率(%)	0.35	0.35	0.33

(注) 1 各平均報酬月額の数値は、十円単位を四捨五入している。

2 伸び率(%)は、小数点第3位を四捨五入している。